

平成26年第2回竜王町議会定例会（第1号）

平成26年6月5日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第40号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議第41号 専決処分につき承認を求めることについて

（竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議第42号 竜王町水防協議会条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第43号 竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議第44号 竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第 8 議第45号 平成26年度竜王町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議第46号 平成26年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議第47号 竜王町固定資産評価員の選任について

日程第11 報第 1号 平成25年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12 議員派遣について



開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成26年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成26年第2回竜王町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第2回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

町内におきましては、植えつけの終わった苗がすくすくと成長し、緑色のじゅうたんが敷き詰められたようになってまいりましたし、一方、減反の麦は収穫が始まっていますが、このところの日差しとあわせ鮮やかな黄金色を呈し、目にまばゆいぐらいであります。

議員の皆様には、いよいよ御健勝にて、昼夜を分かたず議員活動に御専念くださっていますことに、深甚の敬意を表するところでございます。あわせて、日ごろは我々行政に携わる者に対しまして、格別の御指導と御鞭撻を賜っておりますことに、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、新年度のスタートより2カ月が経過したところでありますが、5月16日午後3時30分ごろに覚知した弓削地先の上水道本管より漏水する事案が発生いたしました。災害対策本部を設置し、対応に当たった次第ですが、夕刻時は水の使用量が増す時間帯でもあり、数台のポンプにて吐出している水を吸い上げながら、作業手順を確認し、午後10時30分から断水の旨、対象地域の皆様へ通知の上、復旧作業に当たったところであります。250ミリ径本管の横、道路中央側に5センチぐらいの穴があいており、原因は電蝕または腐食によるものと判断されます。私も現場にて作業に立ち会っておりましたが、就任させていただいてからでも2回同様の事案が発生したことになりますので、早急に漏水の調査をする必要性を再認識したものであります。

断水対象となりました山面、美松台、鏡、松陽台、西川、西横関の皆様へは、近隣市等の東近江市、近江八幡市、守山市、企業庁の協力を求め、給水の対応をとらせていただきました。該当の地区の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたし

た。また、町内の皆様に御心配をおかけいたしましたことを深謝申し上げ、あわせて御理解・御協力いただきましたことに改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

話を転じさせていただきますが、4月1日より消費税率が5%から8%へ上がりました。町内大手自動車会社トップの方からお聞きしたところでは、駆け込み需要の反動で、販売において2割強の影響が出ていますが、この数字は我々が想定していた範囲内のものであり、これまで以上に技術開発により、経済性の高い、また高品質の新商品で市場に攻勢をかけ、前年度に続く業績維持が会社としての至上命令ですと述べられており、本町としてありがたく、まことに力強く感じた次第でございます。

一方、私が担当いたしております道の駅竜王かがみの里及びアグリパーク竜王のそれぞれの売上高においては、部門別に差はありますものの、5ないし10%の範囲で売上高が減少し、飲食部門においては、客単価の平均がダウンしている実態でありまして、消費税アップによる影響が出ているものと判断されます。このことから大手企業が3月末決算を発表しましたが、大半が好数字を示しており、日本経済が上向きになっているあかしと思えますものの、中小企業、特に小売店にありましては、消費税アップが厳しい状況にもなっていると申せます。

経済効果は全国民がひとしく実感できるものでないと、本物とは言えないとは常々申し上げてきたところではありますが、業種間、企業間で格差が生じたり、低所得者層が今以上に増大しない経済拡大施策を強く望む次第であります。

本定例会では1月26日に発生いたしました別館2階の火災復旧、また、このたびの上水道漏水事故に関する補正予算をお願いするわけではありますが、金額が大きく、財政面への圧迫にはつらい思いをいたしております。あわせて税制改革に伴います法人税率の見直しで、本町が受ける数字的な影響は低いものではないと予想されるところであります。

本年度の当初予算編成において4億円の財政調整基金取り崩しを行わないと収支のバランスがとれない状況でありました。厳しい財政運用を強いられる中での支出増・収入減ということになりますと、本町にとりましては新たな試練とも言える1年になることを覚悟いたさねばなりません。議員各位の御指導を得て、また町民皆様の御理解・御協力を求めて、一步ずつ着実に、確実に行政経営を進めてまいらねばならないと考えている次第でございます。

反面では、スーサー・マリー市との提携40周年記念行事、また苗村神社三十

三年式年大祭、年かわりますと本町の町制60周年に当たりますので、気持ちを前向きに、何度も申し上げておりますとおり、この1年を大切に過ごしていかねばなりません。足元を見失うことなく、真っすぐに前を向いて皆さんとともに力強く歩んでまいりたいと考えております。

19日までの会期の間、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は専決処分2件、条例3件、補正予算2件、その他1件及び繰越明許費に関する報告1件、計9件であります。慎重なる御審議を賜り、お認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番 古株克彦議員、9番 松浦 博議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第3 議第40号 専決処分につき承認を求めることについて**

(竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

- 日程第 4 議第 4 1 号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第 4 2 号 竜王町水防協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 4 3 号 竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 4 4 号 竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 4 5 号 平成 26 年度竜王町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議第 4 6 号 平成 26 年度竜王町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議第 4 7 号 竜王町固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 報第 1 号 平成 25 年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長 (蔵口嘉寿男) 日程第 3 議第 40 号から日程第 10 議第 47 号までの 8 議案及び日程第 11 報第 1 号の 1 報告について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長 (竹山秀雄) ただいま一括上程いただきました議第 40 号から議第 47 号までの 8 議案及び報第 1 号の 1 報告につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 40 号から議第 47 号までの 8 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 40 号、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定によりまして御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年法律第 4 号として平成 26 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例について改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、居住財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通

算及び繰越控除等を課税標準の計算の細目から削除すること、及び新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者の申告で、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置が創設され、その適用を受けようとする場合の申告についての規定の整備でございます。

次に、議第41号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年法律第4号として平成26年3月31日に公布され、その一部が平成26年4月1日から施行されることに伴い、竜王町国民健康保険税条例について改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げること、及び国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に世帯主を含めることとし、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行35万円から45万円に引き上げるものでございます。

次に、議第42号、竜王町水防協議会条例の一部を改正する条例につきましては、本町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する水防協議会の委員に、水害による被害の軽減や災害時における迅速で円滑な対応を図るため、新たに委員を増員するため等の一部改正を行うものです。

次に、議第43号、竜王町税条例および竜王町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げと、それに伴う現下の社会・経済状況を踏まえ、町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日公布され、それらに伴います改正規定が平成27年1月1日、平成27年4月1日、平成28年1月1日、平成28年4月1日、及び子ども・子育て支援法の施行の日から、それぞれ施行されることによりまして一部改正でございます。

改正の主な内容でございますが、まず、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたこと、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されること、及び

外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の改正でございます。

次に、社会福祉法人等が小規模保育事業、または認定こども園の用に供する固定資産についての固定資産税の非課税措置が新設されることに伴い、非課税規定を受けようとする場合、申告を義務づけることとする改正でございます。

次に、軽自動車税の税率をそれぞれ引き上げるものでございます。また、初めて車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度分の3輪以上の軽自動車について、標準税率のおおむね20%を重課する特例措置を設けるものでございます。

次に、議第44号、竜王町福祉医療費助成条例および竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、ひとり暮らし高齢者寡婦及び低所得老人に係る滋賀県福祉医療費助成制度が改正されたこと等に伴い、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものです。

これまで、70歳から74歳までの現役並み所得者を除く方の医療費の自己負担割合については、法により2割負担と定められていたものの、特例措置により1割に凍結されてきました。しかし、今年度から新たに70歳になられる方、具体的には昭和19年4月2日以降に生まれた方については、特例措置が廃止されることにより、誕生日の翌月から2割負担に変更となります。

一方で、県と市町で実施しております福祉医療費助成により、65歳から69歳までの方のうち、ひとり暮らし高齢寡婦及び低所得老人の方は自己負担割合が1割となっております。このことにより、世代間での負担割合の逆転現象が生じることから、県と市町が自治創造会議等において協議を重ねました結果、現在の福祉医療助成制度を堅持しつつ、世代間の公平性等を考慮し、制度の改正を行うこととなりました。

今回の改正内容につきましては、ひとり暮らし高齢寡婦及び低所得老人の65歳から69歳までの方で、新たに福祉医療費助成の対象となる方の福祉医療費助成を2割から1割に改め、自己負担割合を1割から2割負担に引き上げるとともに、新たに、ひとり暮らし高齢寡婦及び低所得老人のうち70歳から74歳までの方については、1割の福祉医療費助成を行い、自己負担割合を1割とするため改正を図るものでございます。ただし、現行の対象者の方は引き続き要件を満たせば、2割の福祉医療費助成を行い、自己負担割合を1割といたします。

なお、実施時期については、平成26年8月1日からとしておりますが、本年4月から7月までの助成につきましては、遡及適用としております。

次に、議第45号、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が61億2,500万円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ9,812万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,312万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主なものといたしましては、歳出におきまして、去る1月26日に発生いたしました町総合庁舎別館の火災に係る復旧等関連経費として庁舎別館火害復旧工事設計業務委託料の追加、電算室移設のための新電算室環境整備等工事設計業務委託料及び電算室機器移設等実施設計業務委託料の追加、電算復旧等関連経費として、総合行政システム等リプレース経費、戸籍住民登録システム住民基本台帳システムリプレース経費及び介護保険用システムリプレース経費等のそれぞれ追加及び増額でございます。

次に、（仮称）竜王消防出張所整備事業とあわせて、隣接地に町単独の防災拠点施設を整備するための土地造成工事に係る工事請負費及び土地取得費のそれぞれ増額でございます。

次にスーセイ・マリー市友好親善使節団派遣事業において、今回の訪問に合わせた石碑の贈呈に係る報償費の追加、及びこれの送料となる役務費の増額、英語での町紹介映像作成業務委託料の追加、また、御参加いただく方2名分の増員による旅費の増額でございます。

次に、老人福祉施設入所措置のための扶助費の増額、福祉医療制度改正のための電算プログラム開発業務委託料の追加でございます。

次に県補助金の採択を受けたことによる経営体育成支援事業費補助金の追加、本年度の申し込み状況を踏まえて、定住促進住宅リフォーム助成金の増額、つり下げ型大型標識1基分の改修費用として、町道維持修繕工事の増額でございます。

歳入につきましては老人福祉施設入所措置に係る負担金の増額、県補助金の採択を受けたことによる経営体育成支援事業補助金の追加、火災に係る復旧等関連経費に充当するため、財政調整基金繰入金の増額及び公共施設火災復旧事業債の追加、（仮称）竜王消防出張所整備事業とあわせて整備する町単独の防災拠点施設整備に充当するため、緊急防災減災事業債の増額でございます。

債務負担行為補正につきましては、篠原駅周辺都市基盤整備事業、竜王町立中学校教育用及び校務用コンピュータ機器リース事業、竜王中学校吹奏楽部楽器リ

ース事業の追加でございます。また、地方債補正につきましては、歳入において御説明したとおりであります。

次に、議第46号、平成26年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、平成26年度竜王町水道事業会計予算の第3条で定めました収益的支出の既決予定額は3億8,132万3,000円でございます。今回、380万円を追加し、3億8,512万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出につきまして、平成26年5月16日に発生いたしました弓削地先の配水管漏水事故に伴いまして配水及び給水費の修繕工事に係る修繕費を100万円、舗装本復旧に係る路面復旧費を100万円及び総係費の職員の時間外勤務等に係る手当を180万円、それぞれ増額させていただきたいものでございます。

また、第3条の人件費補正に伴いまして、第7条に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を3,076万2,000円とさせていただきたいものでございます。

次に、議第47号、竜王町固定資産評価員の選任についてにつきましては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う評価額の決定を補助するため、町に設置することとなっております。固定資産税の課税は、固定資産を評価しその適正な時価を求めることになることから、専門的な知識を必要としております。評価につきましては、御承知のとおり、固定資産評価補助員の方々により適正な実地調査をしていただいているところであり、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、町長に提出することとなっております。固定資産税に関する専門的な知識を必要としますことから税務担当課長を選任しておりますが、平成26年4月1日付の人事異動によりまして、前任の住民税務課長でありました犬井教子氏を会計管理者としたことにより、後任の住民税務課長となった知禿雅仁氏を固定資産評価員として選任いたしたく御提案申し上げますので、何とぞ御承認賜われますようよろしくお願いいたします。なお、任期につきましては、定めはございません。

以上、議第40号から議第47号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第45号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（蔵口嘉寿男） 奥総務課長。

○総務課長（奥 浩市） ただいま町長から平成26年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、31ページ中段の歳出補正予算の主なものから御説明させていただきます。

今回の補正予算におきましては、去る1月26日に発生いたしました町総合庁舎別館の火災に係る復旧等関連経費の一部についての計上を考えておりまして、まず、一つ目の新電算室環境整備等工事設計業務委託料127万5,000円と、次の新電算室機器移設等実施設計業務委託料216万円につきましては、いずれもこの経費に該当するものでございます。今回の火災により、現在の電算室及び室内に設置しております各種電算システムのサーバ及び附属機器等について、延焼はなかったものの、発生した煙が室内に流入したことにより、さすが電子機器内部まで入り込みましたので、これらの機器について今後の継続使用の可能性等に係る調査を実施いたしましたところ、半年から1年程度の間システム障害等が発生する可能性が高いとの結果が出されました。

これを受けて、これら各種電算システムのサーバ及び附属機器等について更新すること、さらに電算室そのものについても、現在の位置から庁舎本体へと移設する方針を定めました。つきましては、電算室には多くのサーバが収納されることから、相当な重量がかかりますので、このため、移設先となる場所の対重量性能等の構造的な環境整備に向けた調査、及びこれに係る整備工事に関する設計業務として新電算室環境整備等工事設計業務委託料を127万5,000円計上しております。

また、二つ目の新電算室機器移設等実施設計業務委託料216万円につきましては、実際に各システムの移設を行うに当たって必要となります電算室特有のネットワーク配線、電気設備、空調設備、入退室管理設備などの各設備の整備に向けた調査及び設計業務でございます。また、その次の電算管理用備品1,968万3,000円につきましては、この火災を受けて更新する各種電算システムのサーバ及び附属機器等のうち、全庁的な利用がされている総合行政システム等に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、（仮称）竜王消防出張所整備事業における工事請負費941万6,000円及び公有財産購入費1,600万円の合計2,541万6,000円の

増額でございます。

本年度当初予算におきまして、既に計上しております広域消防組合の消防出張所整備にあわせて、この隣接地において町単独の防災拠点施設を整備するため、係る用地の取得及び造成等に係る経費を増額するものでございます。

続きまして、スーセイ・マリー市友好親善使節団派遣事業における報償費47万6,000円、旅費59万5,000円、役務費41万7,000円及び委託料43万2,000円の合計192万円の増額及び追加でございます。本年度に予定しておりますスーセイ・マリー市との姉妹都市協定の締結40周年を記念する友好親善使節団の派遣につきまして、御参加いただく方2名分の旅費の追加を行うもの、また、40周年を記念するしるしとして、今回の訪問に合わせた石碑の贈呈に係る報償費及びその送料を含めた役務費、また英語での竜王町の紹介DVDを作成するための委託料について、それぞれ増額及び追加するものでございます。

続きまして、戸籍住民登録事務用備品1,350万円及び住基ネット用サーバ608万8,000円でございます。今回の火害を受けて更新する各種電算システムのサーバ及び附属機器等のうち、戸籍及び住基ネットに係る経費を計上するものでございます。

続きまして老人福祉施設入所措置費200万円の増額でございます。こちらにつきましては、本年4月1日から新たに1名の方について県立養護老人ホームへ措置入所を行ったことによるもの、及び既に入所されている方の区分の変更によるものでございます。

続きまして、福祉医療費助成事業のうち委託料237万6,000円の追加でございますが、高齢者に係る医療費の自己負担割合の変更を受けて、県の福祉医療制度が改正されることに伴い、本町の福祉医療制度の改正を行うことに係るシステム改修に要する費用を追加するものでございます。

続きまして、介護保険用サーバ451万3,000円でございます。今回の火害を受けて更新する各種電算システムのサーバ及び附属機器等のうち、介護保険に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、経営体育成支援事業補助金835万6,000円の追加でございますが、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を主体的に活用して農業用機械等を取得する場合に、この融資分を除いた自己負担額に対して助成するもので、これを追加するものでございます。

次のページに参りまして、定住促進住宅リフォーム助成事業助成金179万3,000円の増額でございますが、本年度、同助成金の申し込み状況を踏まえて、これを増額するものでございます。

続きまして、町道維持修繕工事につきましては、本年度当初予算において町道に設置しているつり下げ型大型標識1基分の改修費用を見込んでおりましたが、これのもととなる道路附属物点検調査において、早期の改修が必要との判定が出された同標識が2基との結果となりましたことから、今回1基分を追加するため244万円を増額するものでございます。

続きまして、総合庁舎別館火害復旧工事設計業務委託料372万6,000円でございます。さきの庁舎別館の火害を受けて、消失いたしました有線放送事務所部分を中心とした本復旧に向けて、これの実施設計に係る経費を追加計上するものでございます。

続きまして、資料戻りまして31ページの歳入補正予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設の入所措置費の増額に伴う自己負担金97万9,000円の増額、県支出金につきましては、経営体育成支援事業補助金の追加に係る県補助金835万6,000円の追加、また、次の財政調整基金繰入金4,864万8,000円につきましては、さきの火害を受けた各種電算システムのサーバ及び附属機器等の更新及び電算室の移設に要する費用に対して充当するもの、及び今回の補正予算における特定財源及び財調基金繰入金以外の一般財源所要額1,167万2,000円について前年度繰越金の増額、その次の町債につきましては、(仮称)竜王消防出張所整備とあわせて整備する町防災拠点施設の増額分へ充当するための緊急防災減災事業債2,540万円、及び庁舎別館の本復旧に向けた実施設計費用の追加に係る公共施設火災復旧事業債290万円のそれぞれ増額及び追加でございます。

続きまして、資料32ページの債務負担行為補正及び地方債補正でございますが、まずは、篠原駅周辺都市基盤整備事業1,150万3,000円につきましては、資材調達コストの高騰等を要因として予算の不足が見込まれること、また全体工程につきましても、当初計画から半年程度のおくれが生じることとなり、これに係る債務負担行為の変更について、他の2市と協調し行うものでございます。

次の竜王町立中学校教育用及び校務用コンピュータ機器リース事業4,086

万9,000円及び竜王中学校吹奏楽部楽器リース事業につきましては、今年度実施を予定しております各事業に係ります翌年度以降分についての債務負担行為のそれぞれ追加でございます。

また、地方債補正につきましては、（仮称）竜王消防出張所整備とあわせて整備する町防災拠点施設の整備に係る緊急防災減災事業債2,540万円、及び庁舎別館の本復旧に向けた実施設計に係る公共施設火災復旧事業債290万円のそれぞれ増額及び追加でございます。

以上、簡単な御説明となりましたが、お手元の資料に基づきまして説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、報第1号につきまして御報告いたします。

報第1号、平成25年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例会において地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めいただきました平成25年度の繰越明許費に係るものでございます。

篠原駅周辺都市基盤整備事業が2,468万7,000円、子ども・子育て支援事業計画策定事業1,335万3,000円、勤労福祉会館管理事業251万6,000円、土木総務・一般管理事業267万9,000円、道路橋梁維持補修事業2,560万円、町単独道路橋梁改良事業2,877万7,000円、竜王インター周辺地区整備事業3億917万5,000円、定住化促進事業63万円、防災情報通信設備管理事業91万8,000円、竜王西小学校施設整備事業829万1,000円、農業用施設災害復旧事業3,472万円、その他公共公用施設災害復旧事業72万4,000円を繰り越しさせていただきました。これらの事業におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして報告いたします。

以上をもちまして、議第40号から議第47号までの8議案及び報第1号の報告全てにつきまして、順を追って提案理由並びに御報告を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第11 報第1号について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** 報第1号関係について御質問したいと思います。

その中で、竜王西小学校施設整備事業829万1,000円について質問したいと思います。これについては、そもそも竜王西小学校のグラウンドの隣接地にある町有地にコスモス保育園がつくられまして、それに伴い、防護フェンスをするというものだったと思います。コスモス保育園が建設されるということを報告受けてから、議会のほうでも委員会等であのままのフェンスでいいのかというような質問もあったと思うんですけども、そのときは現状のままでいくということだったと記憶しています。

その後、保育園ができて、あの低いネットでは、フェンスでは危ないだろうということで、新たにこういうことをされると思うんですが、先日、5月31日ですか、清流会が主に主体となってやっておられる環境美化活動に私も参加させていただきました。そのときに少年野球の子たちが、西小学校のグラウンドを借りてやってはったわけですけども、主に屋外のトイレ側のところをホームベース、バックフェンスとされて練習されてました。そこから善光寺川の上のほうに行ったところで、今度は女子のソフトボールですかね、を練習されてたのを記憶しています。

それで、確かにコスモス保育園と竜王西小学校のグラウンドは、非常にコスモス保育園とグラウンドの間は、保育園側が窓が多くて、非常にボール等飛んできたら、ガラスが割れたり、園児がけがするというようなおそれがあるので、こういうことをされておると思うんですが、僕が見させてもらった中で、ここに進捗率が50%となっているんですけども、そもそもほかの事業名のところでしたら、例を言いますと、勤労福祉会館管理事業やったら、現在、当施設の老朽改修に向けた実施設計として現場確認を経て、雨漏れ箇所等、改修箇所を特定し、設計における図面の個別箇所修正作業中で、進捗率が70%。しかしながら、そのフェンスの場合は、西小グラウンドフェンス設置工事中、そんなもんわかってるわけですね。大体、例えば基礎ができて、そこで50%とか、どこまでやっての50%かは、全然この報告書を見ていてもわからないので、具体的にどの辺までされているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（蔵口嘉寿男） 深井学務課長。

○学務課長（深井 実） 失礼します。ただいまの御質問でございますが、この事業につきましては、4月15日の日に業者と契約をしております。そして工期が6月30日となっております。その期間につきましては、現在50%という進捗率を挙げさせていただいておりますが、現在のところ、4月15日の契約の以後、資材が受注生産の資材でございましたので、それ以降、資材を発注しております。そして、5月末で資材が全てそろいましたので、この6月から工事にかかるということで、去る6月2日の日に担当職員と業者等が現地で打ち合わせをしまして、具体的には6月3日から工事に入っております。現場を見ていただきましたら、恐らく試掘等の工事が少し入ったところでございますが、50%といたしますのは、その4月15日から6月30日までの工事完了の間、そして打ち合わせ等、そして資材の受注をした、その辺を踏まえまして、50%というふうな数字になっていると思います。6月30日には完了いたす次第です。以上です。

○議長（蔵口嘉寿男） ほかに質疑はありませんか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第1  
1 報第1号について報告を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。竜王町議会会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時59分